

令和8年（2026年）度

熊本市役所駐車場照明LED化改修業務委託

設計書

履 行 場 所	熊本市中央区下通1丁目1番8号
履 行 期 間	契約締結日より 令和9年（2027年）2月12日 まで
<b>熊 本 市</b>	

【業 務 概 要】

熊本市役所駐車場に設置されている蛍光灯の照明器具をLEDへ更新するために行うもの。

・既設照明設備の確認、事前調査

・LED照明への更新（撤去、取付）

・更新後の各種測定（照度測定、絶縁測定）

・廃材の積込み運搬処分（蛍光管は清掃し、発注者へ引き渡し）

※ 更新作業は施設の運用に支障のない時間で行うこと（監督員と協議による）。

# 熊本市役所駐車場照明 LED 化改修業務委託

## 仕様書

令和 8 年 6 月

熊本市総務局行政管理部管財課

# 目次

1	委託件名	1
2	背景・目的	1
3	委託概要	1
4	履行場所	1
5	履行期間	1
6	委託対象	1
7	照明のLED化に係る作業内容	1
7.1	施工計画書の作成	1
7.2	現地調査	1
7.3	LED照明の取付・試験	2
7.4	仮設について	2
7.5	石綿含有建材の調査及び対策について	2
7.6	廃棄物の処分について	2
8	LED照明器具の仕様	2
8.1	一般事項	2
8.2	LED照明器具の性能	2
8.3	非常用照明の性能・構造	2
9	成果物の範囲	3
9.1	成果物	3
9.2	納品方法	3
10	作業の実施体制・工程に関する事項	3
10.1	作業要員に求める資格等の要件	3
10.2	工程管理	4
11	遵守事項	4
11.1	機密保持、資料の取扱い	4
11.2	遵守する法令等	4
12	成果物の取扱い	4
12.1	契約不適合責任	4

12.2	検収 .....	4
12.3	部分使用 .....	5
13	再委託に関する事項 .....	5
13.1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 .....	5
13.2	承認手続 .....	5
14	その他 .....	5
14.1	前提条件及び制約条件 .....	5

## 1 委託件名

熊本市役所駐車場照明 LED 化改修業務委託

## 2 背景・目的

水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議において、水銀添加製品の規制の見直しが行われ、蛍光灯の製造及び輸出入をその種類に応じ 2027 年末までに禁止することで合意された。

熊本市役所駐車場の照明設備は依然として蛍光灯を使用しており、将来的に蛍光灯が製造中止となることでメンテナンスに支障をきたすため、早急な改修が必要となっている。

また、熊本市が熊本県と共に取り組んでいる「水銀フリー社会」実現をより一層進めるため、水銀フリーの観点から照明設備を蛍光灯から LED に改修する。

## 3 委託概要

市役所駐車場の既設照明器具を一体型 LED ライトバーの照明器具に更新するもの。

## 4 履行場所

熊本市中央区下通 1 丁目 1 番 8 号

## 5 履行期間

契約締結日より令和 9 年（2027 年）2 月 12 日 まで

## 6 委託対象

本委託の対象は以下のとおりとする（寸法は参考値とし、監督員と協議し選定すること）。

記号	器具光束	寸法[mm]	器具形状	電圧[V]	器具台数
A	3200lm 相当	1230×80×50	直付トラフ型	100~242	137 台
B	5200lm 相当	1250×230×50	直付逆富士型	100~242	8 台
B'	4000lm 相当	1250×230×50	直付逆富士型 非常電源内蔵	100~242	2 台
D	1600lm 相当	630×230×50	直付逆富士型	100~242	18 台
G	1400lm 相当	730×230×50	直付逆富士型 非常電源内蔵	100~242	3 台
O	1400lm 相当	630×90×100	反射笠付 防湿防雨型	100~242	13 台
K	3200lm 相当	600×80×50	直付トラフ型	100~242	2 台
R	17000lm 相当	指定なし	駐車場用投光器	100~242	2 台

## 7 照明の LED 化に係る作業内容

本仕様書に基づき、業務を実施するにあたり、現地調査、既設照明器具の撤去、新設器具の取付、試験、撤去器具の運搬及び処分を本委託業務として行う。

### 7.1 施工計画書の作成

受注者は、本仕様書に基づき照明の LED 化における具体的な体制、スケジュール、施工管理方針、品質管理方針、試験方法、産廃処理計画等を含んだ事業計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

### 7.2 現地調査

- ① 受注者は、監督員と協議の上、契約後速やかに現地調査を実施すること。なお、希望する日程での調査が実施できない場合があることに留意すること。
- ② 現地調査により、参考図面に基づき正確な既設照明器具の位置、器具種別、灯数を把握するとともに、電灯分電盤における回路についても把握すること。
- ③ 本委託は、原則としてすべての対象の照明器具を LED 照明へ改修するが、LED 照明へ取替済みの場合は、監督員に報告するとともに、再利用が可能な場合には、別の照明器具を LED 化の対象とするなど監督員と協議するものとする。
- ④ 受注者は現地調査の後、LED 化の対象範囲や数量、仕様を記載した現地調査結果報告書を提出し、監督員の承諾を得ること。

### 7.3 LED 照明の取付・試験

- ① 安全管理に関しては、監督員と十分に協議を行い、施工計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置は、受注者の負担により行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故に関しても、受注者の負担で復旧すること。
- ② 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材・廃材置場等については、事前に監督員と調整の上、施工計画書に反映させるものとする。
- ③ 業務に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。
- ④ 受注者は、試験に当たり、試験内容、試験スケジュール、合否判定基準等を記載した試験計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ⑤ 受注者は、試験計画書に基づき、各試験の実施状況及び結果を発注者に報告すること。
- ⑥ 作業前後において、当該照明回路の絶縁抵抗測定を実施し、作業による絶縁抵抗の劣化がないことを書面で報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真で報告すること。
- ⑦ 取付において発生する軽微な補修等については、本委託の範囲内として実施すること。
- ⑧ 停電等、運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に監督員と調整すること。

### 7.4 仮設について

- ① 車路の作業時は、周囲の安全を確保するために、照明取付の作業員以外に周囲の安全を確保する誘導員を配備すること。
- ② 利用者の安全を確保するために、作業時に仮設照明を監督員と協議し、設置すること。
- ③ 作業に当たって、粉塵等の飛散を防ぐために養生に関して、監督員と協議し適切に実施すること。

### 7.5 石綿含有建材の調査について

- ① 受注者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等の関係法令等に基づき、有資格者が発注図書及び現地の目視確認等により、石綿含有建材の事前調査を行い、調査結果を取りまとめ、事前調査報告書を監督員に提出すること。また、必要と認められる場合は、官公署へ報告を行うこと（調査に係る費用は本委託に含む）。

### 7.6 廃棄物の処分について

受注者は、改修後に排出される廃棄物は関係法令に従い適正に処分すること（既設蛍光灯は再利用するため、清掃し市役所地下 2 階へ運搬し、市側へ引き渡すこと）。

## 8 LED 照明器具の仕様

### 8.1 一般事項

- ① 本委託における LED 化改修とは、器具交換によるものである。
- ② 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーより選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- ③ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）認証を取得していること。
- ④ 主要機器承諾図に示した照明器具を使用することとし、監督員に事前に提出の上、承諾を得ること。
- ⑤ 使用する LED 器具は原則、同一メーカーの製品で統一すること。
- ⑥ サプライチェーンリスクを考慮した製品を選定すること。

### 8.2 LED 照明器具の性能

- ① 光源（LED）寿命 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること

- ② LED 照明器具の光束については既設照明器具以上のもの（照明器具 A に関しては指定の光束以上）とし、光色については監督員と協議すること。

### 8.3 非常用照明の性能・構造

- ① 光源は LED とし、バッテリー内蔵の物を選定し、建築基準法令及び工業会規格 JIL5501「非常用照明器具技術基準」に適合したものであること。
- ② 非常灯別置型の器具を選定する場合は照明器具の近傍箇所に新設すること。その際、バッテリー内蔵のものとする。
- ③ 照度は LED 化による必要照度を満たすこと。

## 9 成果物の範囲

### 9.1 成果物

成果物を以下の表に示す。

提出時期	成果物	提出部数
着手時		
	着手届	1 部
	業務責任者等届 (責任者が資格を有することを証明する書類)	1 部
作業前		
	現地調査結果報告書	1 部
	主要機器承諾函	1 部
	アスベスト事前調査報告書	1 部
	施工計画書 試験計画書	1 部
作業中		
	詳細スケジュール(施工期間中、適宜) 質疑書及び打合せ記録(施工期間中、適宜)	
完了時		
	完了届	1 部
	請求書	1 部
	完成・工程写真	1 部
	試験成績書	1 部
	・絶縁抵抗試験	
	・照度測定試験	
	対象照明器具配置図	2 部
	上記図面(CD-R)	1 部
	manifestoの写し(E票)	1 部
	産業廃棄物処理委託契約書の写し	1 部
	産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可書の写し	1 部
	保証書	1 部
保全に関する資料(A4版、CD-R)	1 部	

### 9.2 納品方法

- ① 電磁的記録媒体(CD-R等)による納品について、Microsoft Office 365で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、納品すること。また、図表等の元データも合わせて納品すること。ただし、監督員が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受注者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- ② 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

## 10 作業の実施体制・工程に関する事項

### 10.1 作業要員に求める資格等の要件

- ① 受注者は「業務責任者」を置き、本委託に係る作業及び試験等全体を統括・調整し、業務全体を成功させるものとする。
- ② 業務責任者の配置  
業務責任者に配置されるものは、以下の資格又は同等以上の資格を持つものとし、自社での選定を要件とする。
  - ・ 1級または2級電気工事施工管理技士

### 10.2 工程管理

業務責任者は、適宜、監督員と作業方法や日程等について、打合せを行い、速やかに議事録を作成し、双方の確認を得ること。

## 11 遵守事項

### 11.1 機密保持、資料の取扱い

受注者は、委託業務の過程で発注者が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）を本委託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

### 11.2 遵守する法令等

本委託は、次に示す法令等のほか、本委託仕様書その他関係法規に準拠し実施するものとする。

- ・ 電気工事士法
- ・ 電気設備技術基準等
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 電気事業法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ その他関係法令規則、条例等

## 12 成果物の取扱い

### 12.1 契約不適合責任

- ① 受注者は、本委託について検収を行った日を起算日として、1年間、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が発注者の指示によって生じた場合（ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に監督員の承認を得てから着手するとともに、修正結果についても監督員の承認を受けること。
- ② 前項の契約不適合責任期間経過後であっても、成果物等の契約不適合が受注者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本委託について検収を行った日を起算日として2年間はその責任を負うものとする。
- ③ 発注者は、上記の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

### 12.2 検収

- ① 委託終了後、本委託仕様書で指定した成果物を添えて、担当課の検査を受ける。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。

### 12.3 部分使用

- ① 発注者は、成果物の引渡前においても、受注者の承諾を得て成果物の全部又は一部を使用することができる。
- ② 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すること。

## 13 再委託に関する事項

### 13.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することはできない。
- ② 受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本委託仕様書が定める受注者の債務を、再委託先業者も負うような処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

### 13.2 承認手続

- ① 受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を発注者に提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。
- ③ また、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号及び名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「施工体制表」を発注者に提出すること。

## 14 その他

### 14.1 前提条件及び制約条件

- ① 照明のLED化に係る作業は、原則として平日の夜間等、場内の利用に支障のないタイミングで実施すること。作業に当たり、事前に詳細スケジュールを作成し監督員の承諾を得て実施すること。また、上記以外の時間の作業については、事前に監督員の承諾を得ること。
- ② 取替作業時は消灯することから、入出庫や利用者の移動に必要な照明は仮設照明として、監督員と協議し、受注者の負担で準備すること。
- ③ 駐車場の利用停止はできないため、照明の交換にあたり、駐車禁止等の措置が必要な場合は、事前に監督員と協議すること（駐車禁止とするためのコーン等は受注者が準備すること）。
- ④ 監督員が指定する時間までに、照明器具は使用可能な状態まで復旧しておくこと。
- ⑤ 本委託仕様書に記載なき事項であって、本委託の遂行に必要と認められるものについては、発注者と受注者との協議・検討の上、受注者の負担と責任により実施するものとする。

# 参考図書

令和8年（2026年）度

熊本市役所駐車場照明LED化改修業務委託

内訳書

履 行 場 所

熊本市中央区下通1丁目1番8号

履 行 期 間

契約締結日より 令和9年（2027年）2月12日 まで

熊 本 市



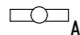
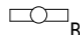
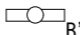
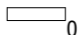
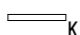
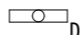

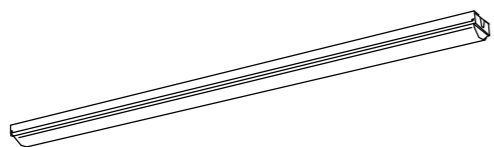
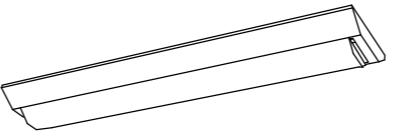
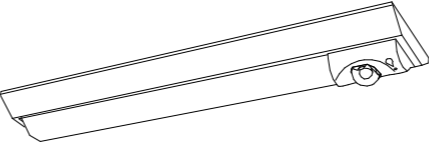
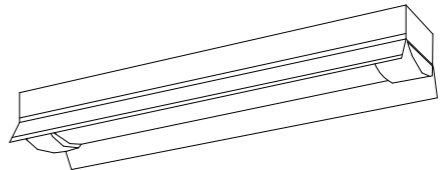
# 内 訳 明 細 書


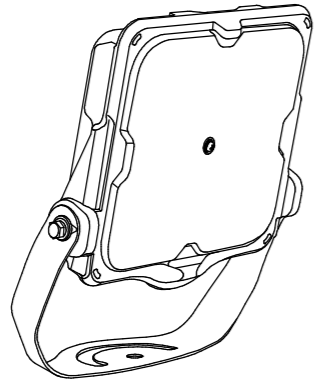
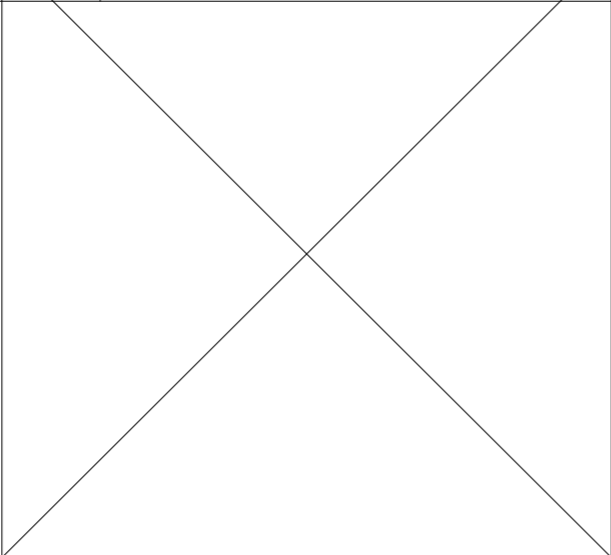
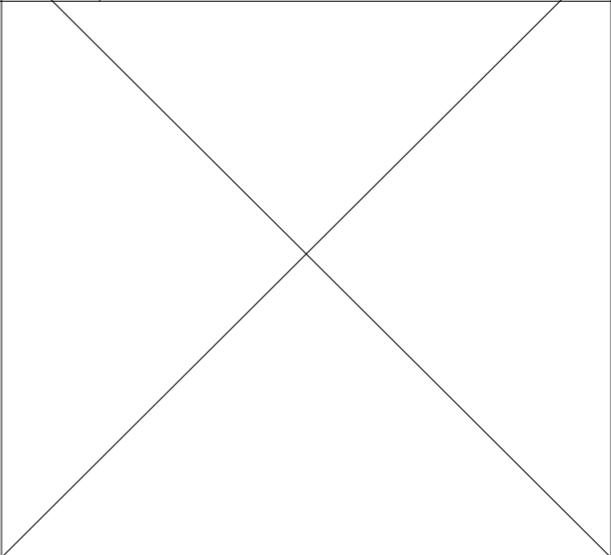
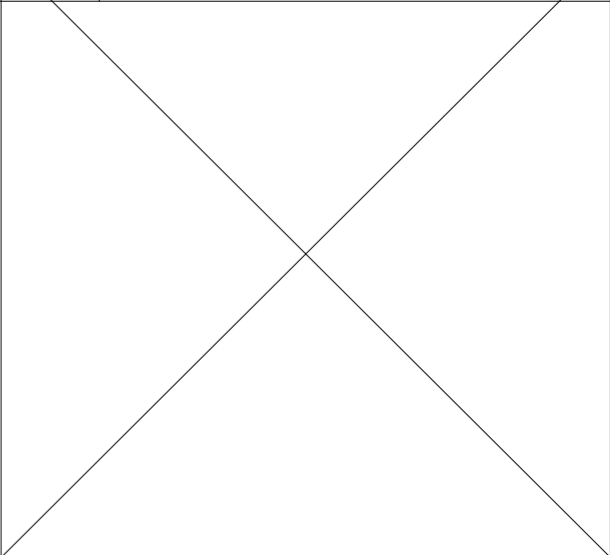
別紙明細-(1)

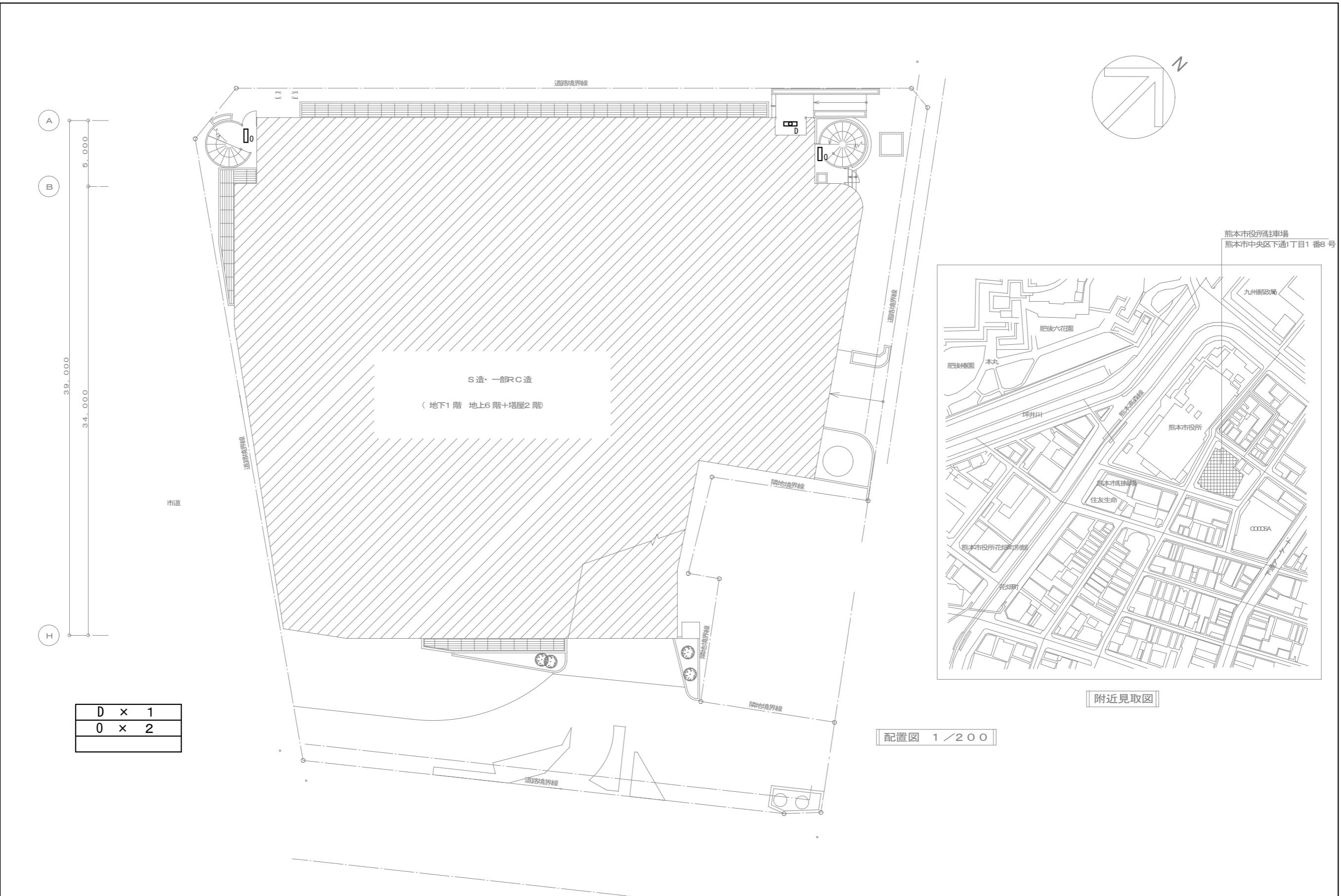
名 称	規 格・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
				円	円	
LED整備費						
【材料費】						
照明A		137	台			
照明B		8	台			
照明B'		2	台			
照明D		18	台			
照明G		3	台			
照明O		13	台			
照明K		2	台			
照明R		2	台			
雑材料費		1	式			
【施工費】						
撤去・取付費		1	式			
【その他】						
交通誘導員費		1	式			
仮設照明費		1	式			
アスベスト事前調査費用		1	式			
合計						

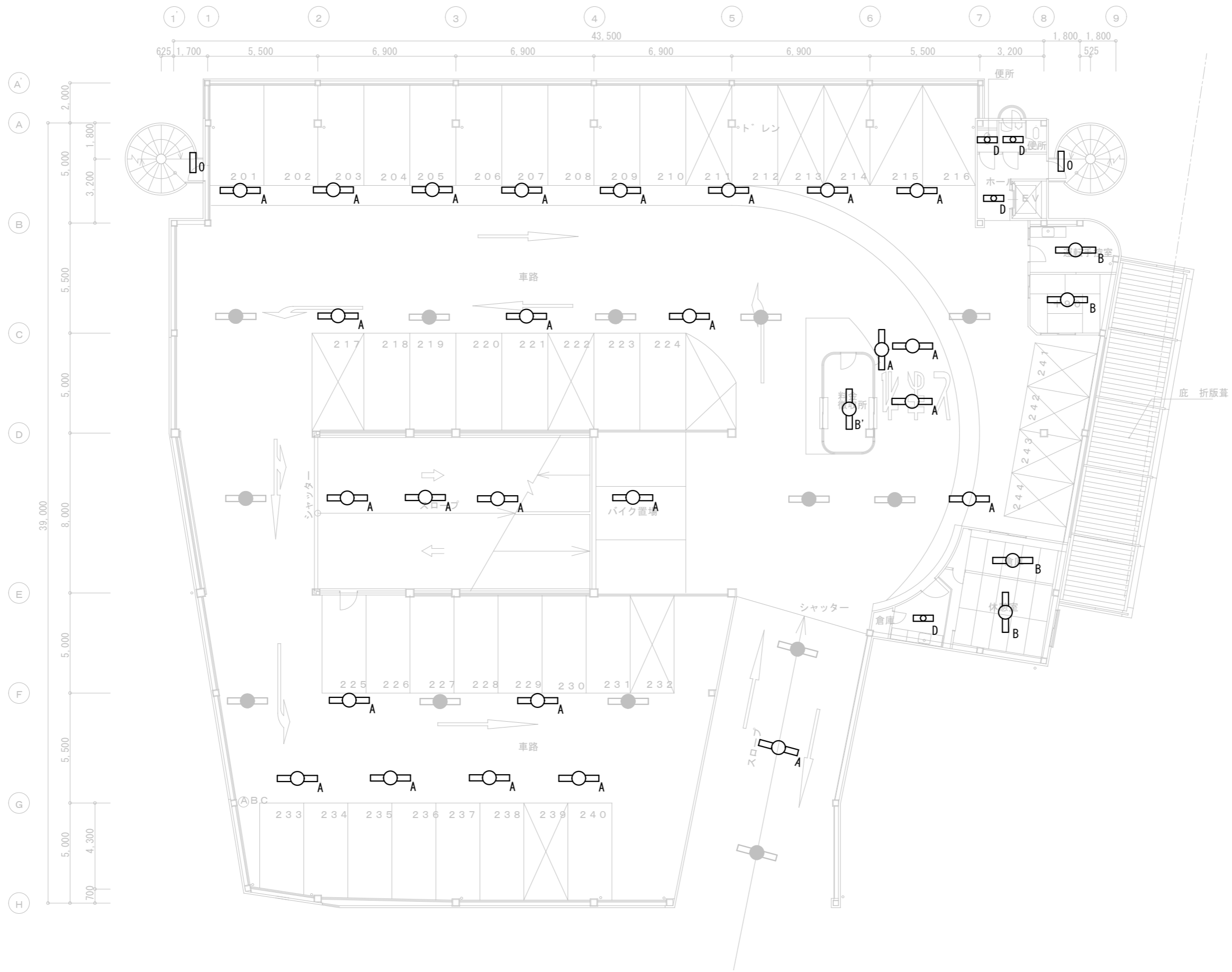
# 熊本市役所駐車場照明LED化改修業務委託 (参考図)

図面番号	図面名称	縮尺
E-01	配置図・付近見取図	No Scale
E-02	照明機器姿図	A3=1/200
E-03	2階 平面図	A3=1/200
E-04	3階 平面図	A3=1/200
E-05	4階 平面図	A3=1/200
E-06	5階 平面図	A3=1/200
E-07	6階 平面図	A3=1/200
E-08	R階、PH階 平面図	A3=1/200

 A LED直付トラフ型 (3200lm相当)	 B LED直付器具 (5200lm相当)	 B' LED直付型器具 (4000lm相当) 非常電源内蔵	 O LED反射笠付器具 (1400lm相当) 防湿防雨型
 K LED直付トラフ型 (3200lm相当)	 D LED直付器具 (1600lm相当)	 G LED直付器具 (1400lm相当) 非常電源内蔵	
			

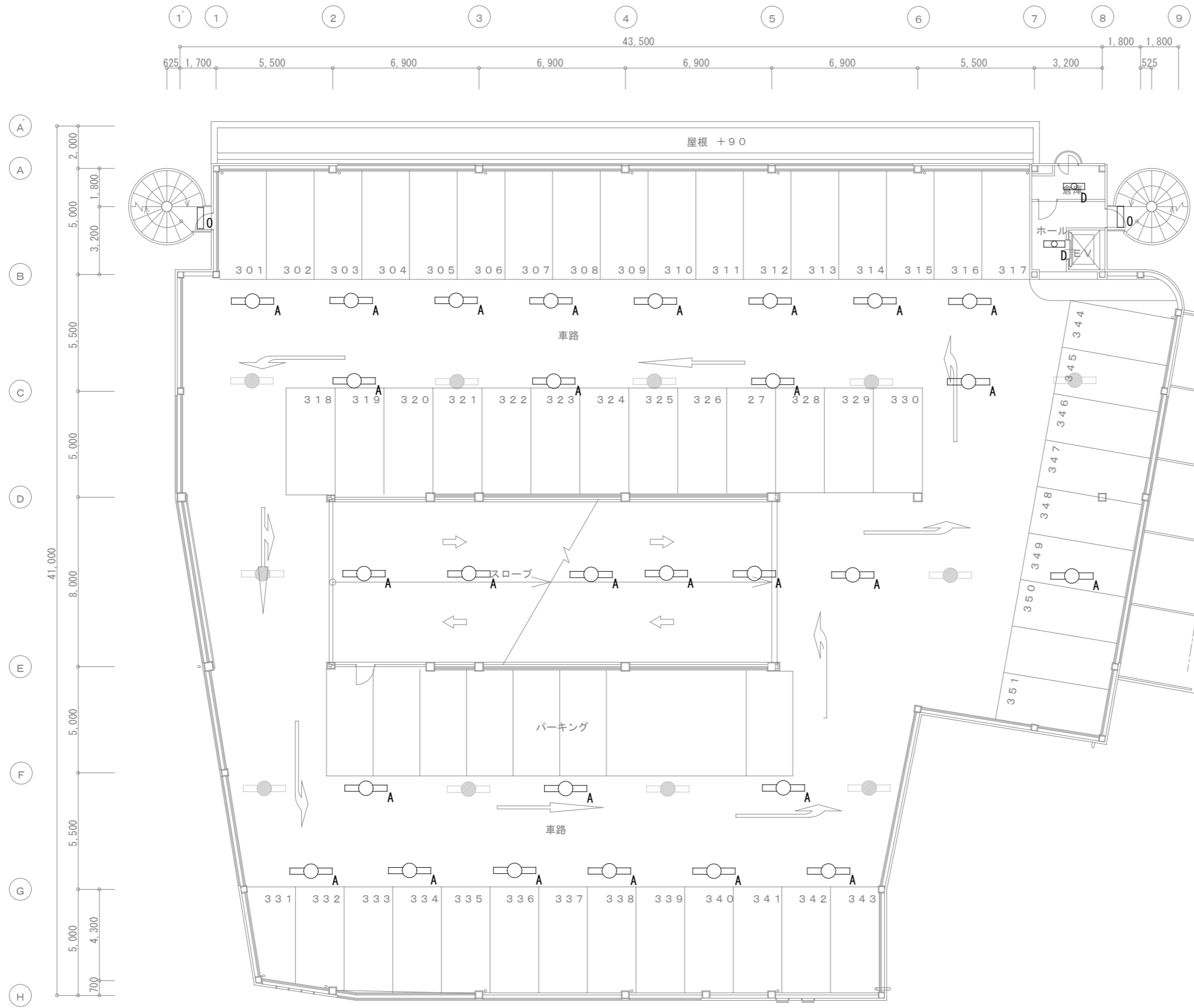
 R LEDスポットライト (水銀灯400形相当)			
 <p>LED内蔵、電源ユニット内蔵、防雨・重耐塩害仕様、拡散 光束17200lm、電圧100V～242V 固定金物共、落下防止ワイヤー付</p>			





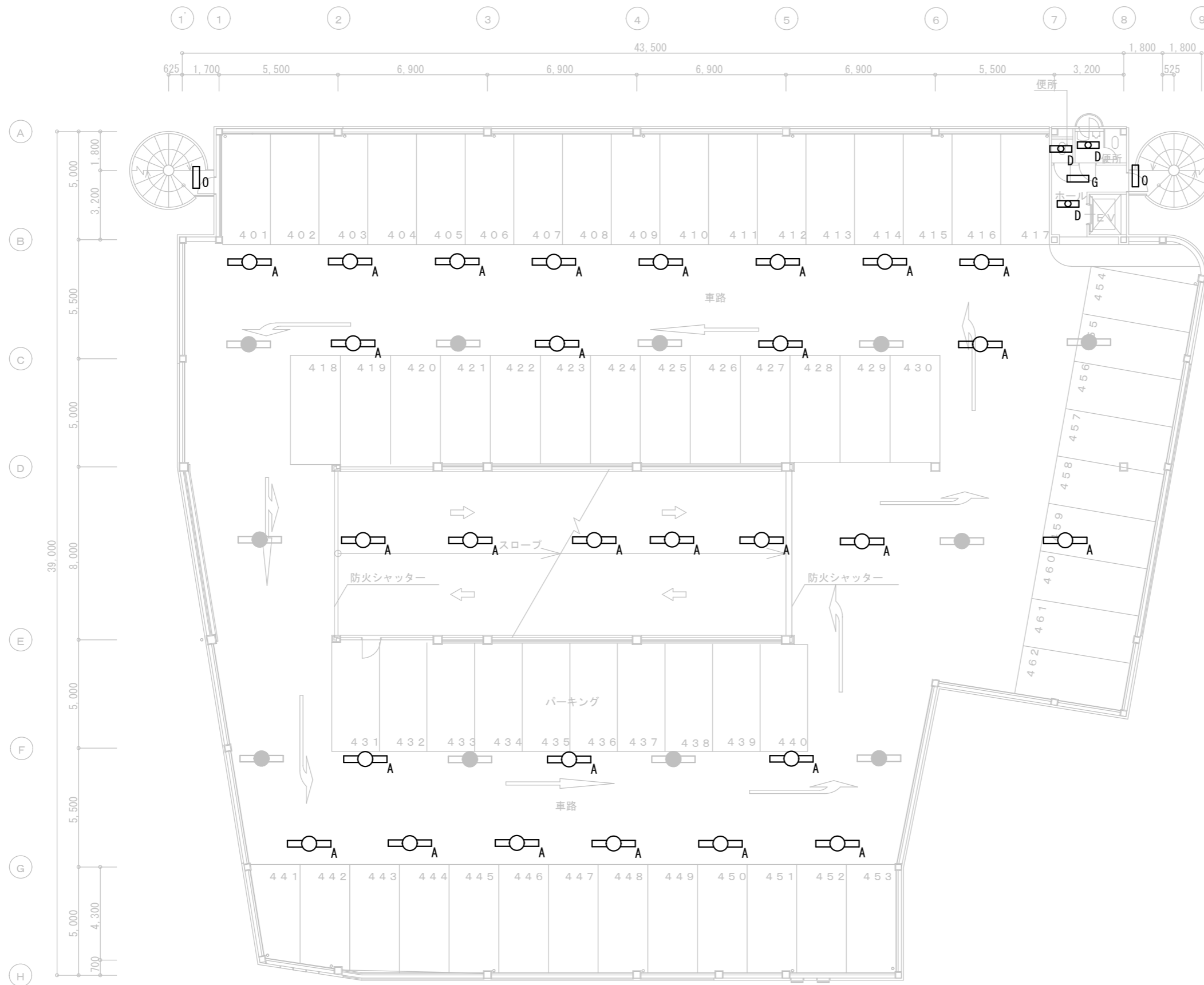
2階	
A	× 26
B	× 4
B'	× 1
D	× 4
O	× 2

2階平面図 S=1/200



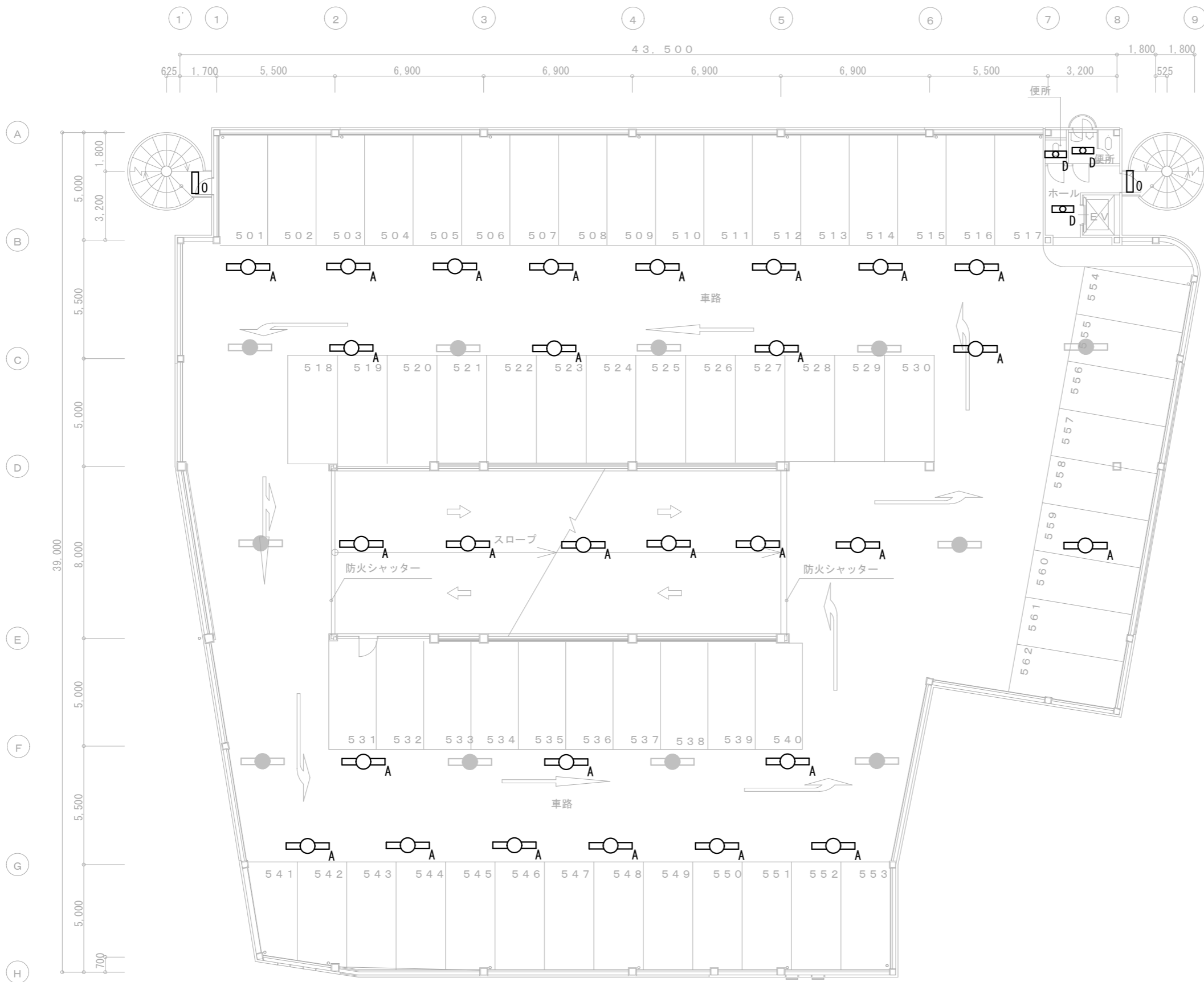
3階	
A	× 28
D	× 2
0	× 2

3階平面図 S=1/200



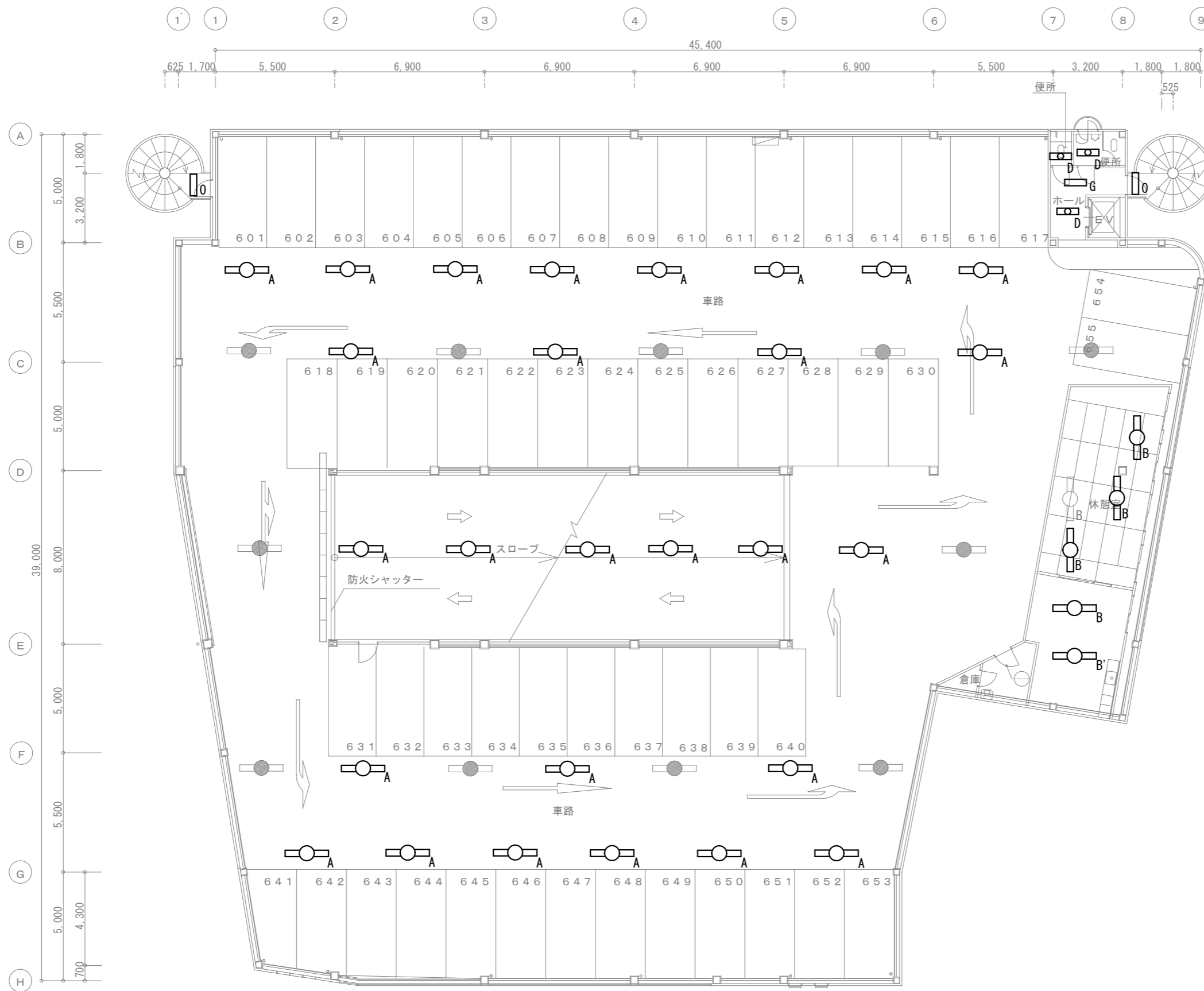
4階	
A	× 28
D	× 3
G	× 1
O	× 2

4階平面図 S=1/200



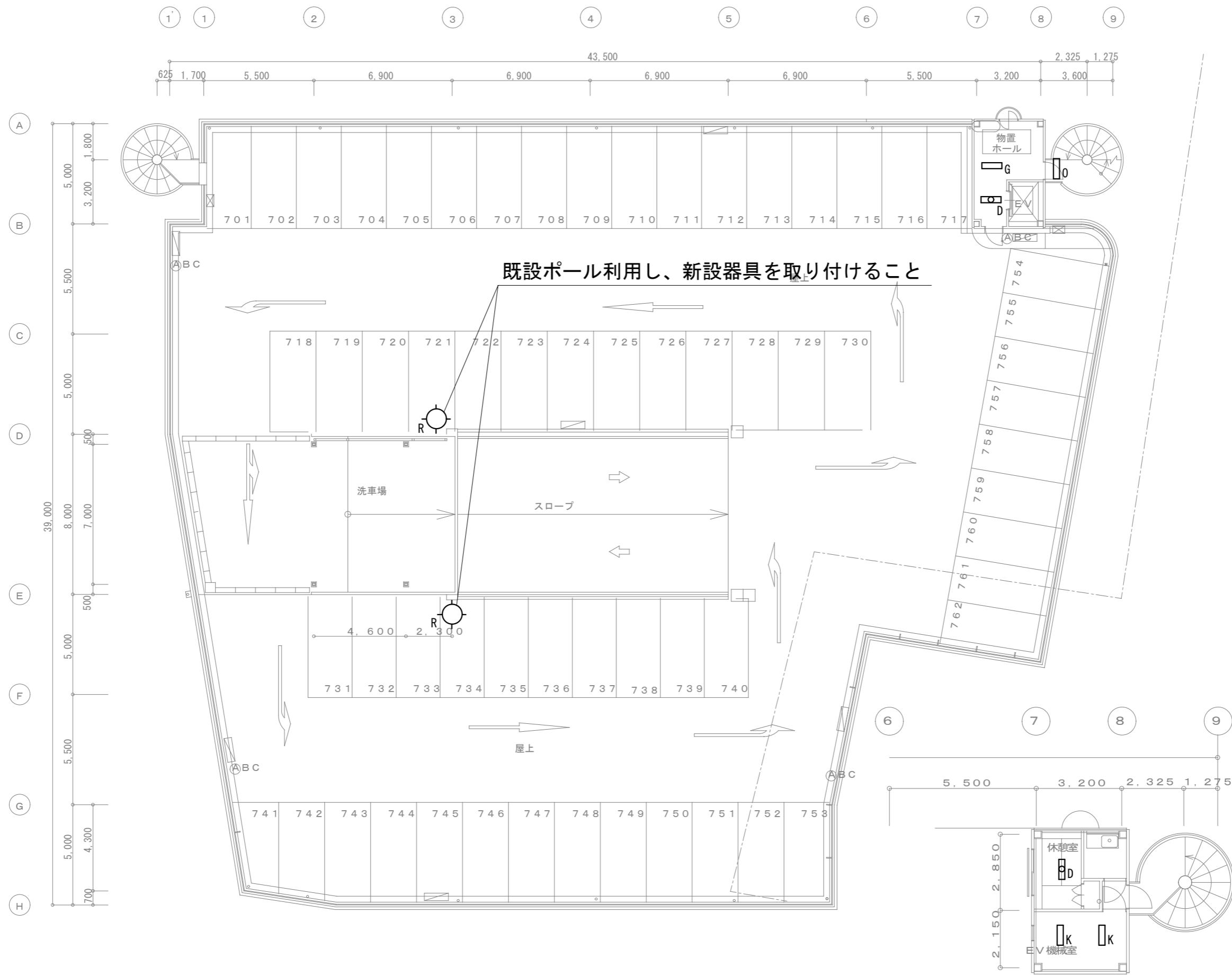
5階	
A	× 28
D	× 3
0	× 2

5階平面図 S=1/200



6階	
A	× 27
B	× 4
B'	× 1
D	× 3
G	× 1
O	× 2

6階平面図 S=1/200



既設ポール利用し、新設器具を取り付けること

R階、PH階	
D	× 2
G	× 1
K	× 2
O	× 1
R	× 2

R階平面図 S=1/200

PH階平面図 S=1/200